

平成三十一年二月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

# 目 次

|  |   |
|--|---|
| 島根県県税条例等の一部を改正する条例 .....                         | 1 |
| 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一<br>部を改正する条例 ..... | 4 |

第75号議案

島根県県税条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律案が国会に提出されたことに伴い、法人の事業税及び自動車税の税率等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 改正の内容

ア 平成31年10月 1 日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税の税率を次のとおり改正すること。

(7) 資本金の額又は出資金の額 1 億円超の普通法人の所得割の税率

| 区 分                                 | 改正前      | 改正後      |
|-------------------------------------|----------|----------|
| 所得のうち年4,000,000円以下の金額               | 100分の1.9 | 100分の0.4 |
| 所得のうち年4,000,000円を超え年8,000,000円以下の金額 | 100分の2.7 | 100分の0.7 |
| 所得のうち年8,000,000円を超える金額              | 100分の3.6 | 100分の 1  |

(イ) 資本金の額又は出資金の額 1 億円以下の普通法人等の所得割の税率

| 区 分                                 | 改正前      | 改正後      |
|-------------------------------------|----------|----------|
| 所得のうち年4,000,000円以下の金額               | 100分の 5  | 100分の3.5 |
| 所得のうち年4,000,000円を超え年8,000,000円以下の金額 | 100分の7.3 | 100分の5.3 |

|                        |          |        |
|------------------------|----------|--------|
| 所得のうち年8,000,000円を超える金額 | 100分の9.6 | 100分の7 |
|------------------------|----------|--------|

(ウ) 特別法人の所得割の税率

| 区 分                    | 改正前      | 改正後      |
|------------------------|----------|----------|
| 所得のうち年4,000,000円以下の金額  | 100分の5   | 100分の3.5 |
| 所得のうち年4,000,000円を超える金額 | 100分の6.6 | 100分の4.9 |

(エ) 収入金額課税法人の収入割の税率

| 改 正 前    | 改 正 後  |
|----------|--------|
| 100分の1.3 | 100分の1 |

イ 平成31年10月1日以後に最初の新規登録を受ける自家用乗用車（3輪の小型自動車を除く。以下同じ。）、自家用教習車のうち乗用車に類するもの及びキャンピング車に係る自動車税の種別割の税率を次のとおり改正すること。

(ア) 自家用乗用車及び自家用教習車のうち乗用車に類するもの

| 総排気量            | 改正前      | 改正後      |
|-----------------|----------|----------|
| 1リットル以下         | 29,500円  | 25,000円  |
| 1リットル超1.5リットル以下 | 34,500円  | 30,500円  |
| 1.5リットル超2リットル以下 | 39,500円  | 36,000円  |
| 2リットル超2.5リットル以下 | 45,000円  | 43,500円  |
| 2.5リットル超3リットル以下 | 51,000円  | 50,000円  |
| 3リットル超3.5リットル以下 | 58,000円  | 57,000円  |
| 3.5リットル超4リットル以下 | 66,500円  | 65,500円  |
| 4リットル超4.5リットル以下 | 76,500円  | 75,500円  |
| 4.5リットル超6リットル以下 | 88,000円  | 87,000円  |
| 6リットル超          | 111,000円 | 110,000円 |
| 電気自動車           | 29,500円  | 25,000円  |

(イ) キャンピング車

| 総排気量            | 改正前     | 改正後     |
|-----------------|---------|---------|
| 1リットル以下         | 23,600円 | 20,000円 |
| 1リットル超1.5リットル以下 | 27,600円 | 24,400円 |
| 1.5リットル超2リットル以下 | 31,600円 | 28,800円 |
| 2リットル超2.5リットル以下 | 36,000円 | 34,800円 |
| 2.5リットル超3リットル以下 | 40,800円 | 40,000円 |
| 3リットル超3.5リットル以下 | 46,400円 | 45,600円 |
| 3.5リットル超4リットル以下 | 53,200円 | 52,400円 |
| 4リットル超4.5リットル以下 | 61,200円 | 60,400円 |
| 4.5リットル超6リットル以下 | 70,400円 | 69,600円 |
| 6リットル超          | 88,800円 | 88,000円 |
| 電気自動車           | 23,600円 | 20,000円 |

ウ 最初の新規登録から一定の年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くし、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減する特例措置について、2年間延長すること。

エ 平成33年度及び平成34年度に最初の新規登録を受ける自家用乗用車、自家用教習車のうち乗用車に類するもの及びキャンピング車のうち、電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリット自動車及びクリーンディーゼル乗用自動車に限り、当該登録の翌年度に税率のおおむね100分の75を軽減する特例措置を講ずること。

オ その他規定の整備

(2) 改正を要する条例

| 条例の題名              | 改正の内容      |
|--------------------|------------|
| 島根県県税条例            | (1)のア、エ及びオ |
| 島根県県税条例等の一部を改正する条例 | (1)のイ、ウ及びオ |

(3) この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が平成31年3月31日までに公布されないときは、その効力を失う

こと。

- (4) この条例は、(3)の場合を除き、改正法による改正後の法律の規定の内容が当該規定に対応するこの条例による改正後の条例の規定と異なることとなるときは、廃止するものとする。

### 3 施行期日

平成31年4月1日から施行する。ただし、2の(3)及び(4)については公布の日から、2の(1)のアについては平成31年10月1日から、2の(1)のエについては平成33年4月1日から施行する。

## 第76号議案

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

### 1 提案理由

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

### 2 条例の概要

- (1) 母子支援員等となる資格を有する者について、学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含むものとする。
- (2) 児童指導員となる資格を有する者に、幼稚園の教諭の免許状を有する者であって、知事が適当と認めたものを追加すること。
- (3) その他規定の整備

### 3 施行期日

平成31年4月1日から施行する。